

平成 27 年度

事業報告書

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

I 概況

1. 事業の概況

臓器移植法の一部改正(平成 21 年法律第 83 号)と平成 22 年 7 月からの全面施行後 6 年が経過しようとしている。15 歳未満の小児からの脳死下での臓器提供が可能になったことから、当年度の同事例数が 4 件、通算では 11 件に達するなど、着実な前進が見られた。

当法人は事業計画に基づき、引き続き臓器移植あっせん事業に邁進するとともに、あらたに臓器提供施設における選択肢提示支援事業を行い、また引き続き都道府県単位の臓器提供意思表示、意思登録推進のための支援事業、国民に対する臓器移植医療・臓器提供意思表示についての普及啓発事業を行った。

2. 経営改革について

平成 26 年 11 月及び平成 27 年 3 月にあっせん業務誤りが発生し、これに伴い平成 27 年度は徹底した業務改善にむけ、当法人管理運営体制が大きく変動した年度であった。平成 27 年 4 月以降、厚生労働省による直接指導を受け、また問題の原因究明と再発防止策の策定を目的として、当法人の執行部から独立した立場の方々による第三者委員会が設置された。その結果、同委員会の提言等に基づき、9 月に経営体制が刷新された。

以後、新経営体制の下に改革推進委員会が設置され、同委員会の提案に基づき、12 月に厚生労働大臣あて「指示書(平成 27 年 3 月 30 日付)に対する業務の改善状況」を提出し、平成 28 年 4 月より、組織管理体制の再編に着手した。

II あっせん概要

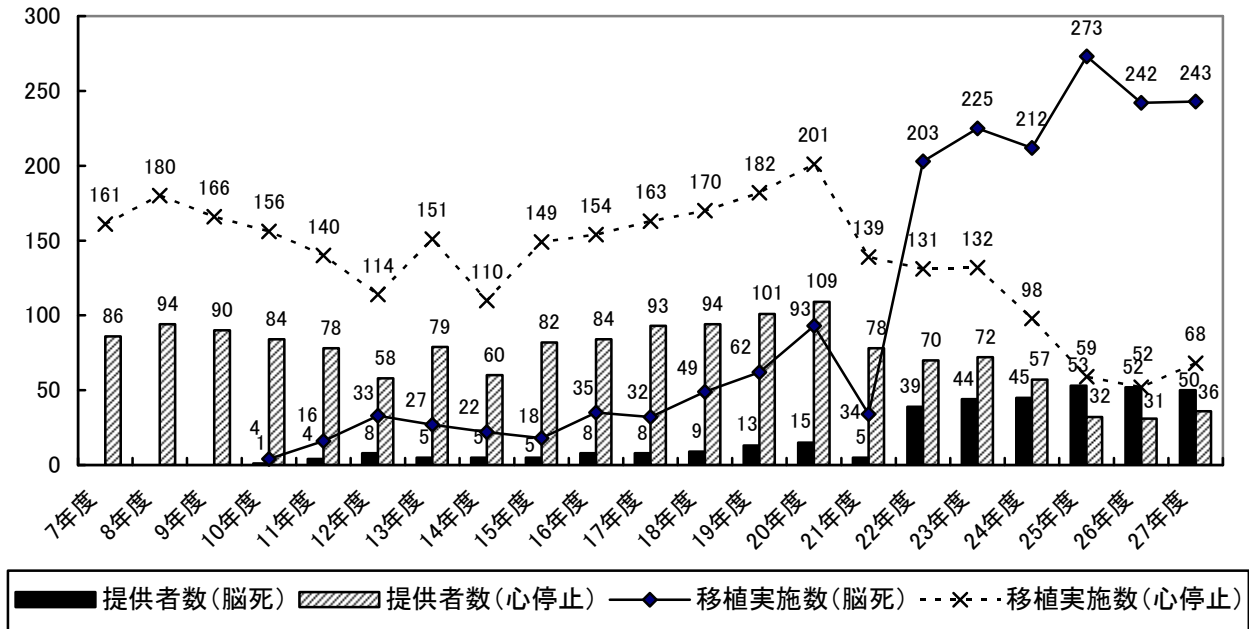
平成 27 年度におけるドナー情報連絡総件数は 415 件、そのうち有効情報件数(第一報時に臓器提供の可能性のある情報)は 218 件であり、臓器提供者数は、脳死下の臓器提供が 50 名、心臓停止後の臓器提供が 36 名であった。また、臓器移植件数は心臓 39 件、肺 38 件、肝臓 48 件、膵臓 29 件、腎臓 157 件、小腸 0 件であった(肝腎同時移植 1 件は肝臓移植、腎臓移植それぞれに含み、膵腎同時移植 27 件は膵臓移植、腎臓移植それぞれに含む。)

平成 9 年に臓器の移植に関する法律が施行されてから平成 28 年 3 月 31 日までに、同法に基づいた脳死判定は 370 名に対し実施され、内 369 名から臓器の提供を受けた。一方、心臓停止後の臓器提供については、平成 7 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに、1,568 名からその臓器提供を受けた。移植実施数は、心臓 275 件、肺 291 件、肝臓 328 件、膵臓 251 件、腎臓 3,541 件、小腸 13 件であった(心肺同時移植 2 件は心臓移植、肺移植それぞれに含み、肝腎同時移植 6 件は肝臓移植、腎臓移植それぞれに含み、膵腎同時移植 204

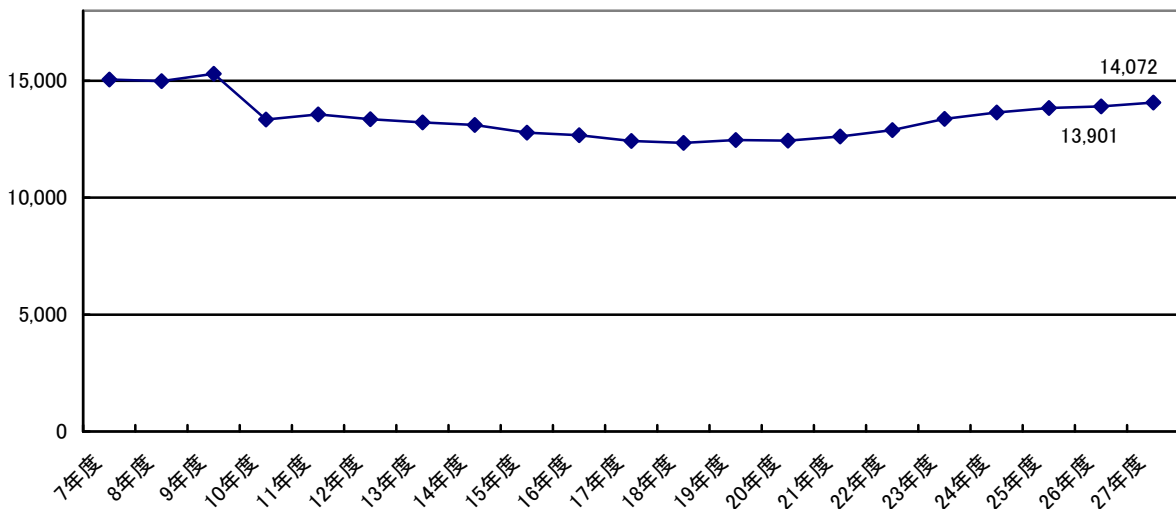
件は膵臓移植、腎臓移植それぞれに含む。)

平成 28 年 3 月 31 日現在の臓器移植希望登録者数は、心臓 479 名、肺 309 名、心肺同時 6 名、肝臓 349 名、腎臓 12,706 名、肝腎同時 13 名、膵臓 52 名、膵腎同時 153 名、小腸 5 名、肝小腸 0 名の合計 14,072 名であった。

< 年度別臓器提供者数・移植実施数 >



< 年度別臓器移植希望登録者数 > * 各年度末集計



III 臓器移植対策事業の概要

1. あっせん業務関係事業

(1) あっせん事業の従事者設置

- ①コーディネーター34名を、あっせん事業部・対策部に8名、事業推進部に2名、教育研修部に2名、支部に22名(東日本支部:8名、中日本支部:3名、西日本支部:11名)配置し(28年3月末現在)、臓器提供候補者発生時のコーディネート業務及び移植医療の啓発活動を行った。
- ②情報管理者6名を、あっせん事業部に3名、支部に3名配置し(27年3月末現在)、臓器移植に関する情報管理・分析、レシピエント登録・更新、移植者の選定等の業務を行った。
- ③医療専門職については、小児臓器提供時のあっせん業務及び臓器提供者家族への支援体制の充実のために、助言・指導等を行う小児科・精神科医師の医療専門職を2名設置した。
- ④臓器移植のあっせんに必要な検査を円滑に実施できるよう、特定移植検査センターに44名の検査技師を設置し、40百万円の助成を行った。
- ⑤都道府県コーディネーター1名を非常勤職員として雇用した。

(2) コーディネーターの活動

- ①臓器提供候補者に係る連絡に対し、臓器提供候補者の第一次評価、臓器提供候補者家族への臓器提供・摘出に係わるインフォームドコンセント、関係する医療機関との調整等を行い、前述<あっせん概要>に記した実績を得た。
- ②法人への臓器の移植希望登録及び既登録者の登録更新を行った。

(3) レシピエント検索システム

現行のレシピエント検索システム(JNOS)の維持管理並びに運用を行った。また、新たなレシピエント検索システム(E-VAS)の改修作業を行い再構築した。

(4) 移植検査事業

- ①レシピエントが新規登録をするのに必要なHLA検査を実施した移植検査施設に対し、1,309件分15百万円を助成した。
- ②移植検査施設に対し、既登録者が登録更新を行うのに必要な血清保存用消耗品の現物支給や運搬費の実費負担を行った。
- ③臓器提供候補者発生時におけるウエストナイルウイルス検査の実施体制を維持管理した。

2. あっせん事業体制整備事業

(1) 都道府県臓器移植コーディネーター支援事業

- ①都道府県に設置されたのべ67名の都道府県臓器移植コーディネーターに対し、あっせ

ん業務の委嘱状を交付した。

(2) 臓器移植研修会の開催

- ①臓器移植に関するコーディネーター業務の適切かつ円滑な実施を図るために、コーディネーターの養成及び資質向上を目的とした移植医療に関する技術、移植コーディネーターの実務等必要な事項について、都道府県臓器移植コーディネーター及び法人コーディネーターを対象とした研修会を開催した。
- ②「臓器の移植に関する法律」に規定されたあっせん手続きの適切かつ円滑な実施を図り、臓器提供施設に従事する医師、看護師等との連携を強化する目的で、臓器提供施設研修会を東京(2/6)、名古屋(3/19)、大阪(1/24)で開催した。
- ③臓器提供施設の医師、看護師、臨床検査技師、院内コーディネーター等を対象に、「救急医療における脳死患者対応セミナー」を開催した(11/14-15)。脳死判定、脳死判定後の医療者の対応、臓器提供をひとつの選択肢として提示すること、臓器提供時の院内活動等、具体的場面を想定した実際的な総合学習を行った。

(3) 地域支援事業

都道府県内における臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する体制を構築するため、都道府県臓器移植コーディネーターが都道府県行政等と行う事業の企画・実行を支援し、必要な経費に対して助成を行い、臓器移植対策の円滑な推進を図った。

- ①都道府県内の移植医療関係者(都道府県行政、腎バンク、アイバンク、医療機関、民間団体、都道府県臓器移植コーディネーター等)が都道府県内における臓器移植に関する諸問題や臓器移植普及推進の仕組みを検討する会議を開催した。
- ②都道府県民が移植医療に関する適切かつ十分な知識を持ち、移植医療に関する意識向上と理解浸透を深め、臓器提供に関する意思表示が推進されるような有効かつ継続的な普及啓発活動を行った。
- ③都道府県民に対し臓器提供・移植という選択肢提示が適切になされるために、医療機関を含めた関係各所での教育・研修や普及啓発を行った。
- ⑤行政・バンクを中心に都道府県の移植医療関係者が一丸となって地域住民における移植医療への理解と意思表示を促進し、その意思を活かす病院体制の構築に取り組む 39 都道府県の事業実施主体に対して、47,513,173 円を助成した。また、特に院内体制整備事業と連携した 7 つの地域(北海道、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、香川県、長崎県)を特別地域として助成した。
- ⑥厚生労働省、大分県との主催で臓器移植推進月間の 10 月 18 日「臓器移植推進国民大会」を大分県において開催した。

(4) 院内体制整備支援事業

特に(3)の事業を積極的に推進する都道府県において、臓器提供施設となりうる 5 類型

施設を選定し、都道府県民の意思をより確実に生かすことができるような院内体制を整備するための事業の企画・実行の支援を行った。

主に特別地域から推薦された脳死下臓器提供が可能な 17 施設と契約を交わし、臓器提供シミュレーション、院内マニュアルの作成等の臓器提供体制整備事業に対して、16,883,390 円を助成した。

- ①当該都道府県内の中核となる医療機関における、院内コーディネーター等の臓器移植担当者の設置と院内スタッフに対する教育、臓器移植に関する研修やシミュレーションの実施、臓器提供候補者が発生したときの院内手順書の作成。
- ②臓器提供に関する機会の提示と意思確認を適切なタイミングで行うための仕組みやプログラム、システム、ツールの作成と実行。
- ③患者や家族が臓器提供の意思を表示しやすい環境整備や資材の作成。
- ④継続的かつ有効な院内体制整備を確立するための情報収集及び分析。
- ⑤その他、各地域・各病院に適した柔軟かつ必要な活動。
- ⑥臓器提供に関与する施設の医師及び都道府県臓器移植コーディネーター等と相互に連携し、臓器提供者の拡大を図るための問題点を解決していくため、関係者間での連絡会議や 5 類型施設への啓発活動などの取り組みを行った。
- ⑦臓器提供者の発生に十分な対応ができるよう病院が院内の体制整備を図る事を支援する事業を実施した。

(5) 臓器提供施設における選択肢提示支援事業

臓器提供施設において、事故等により回復の可能性が無いとされた患者の家族に対して行われる治療方針等の説明の中で、臓器提供に関する選択肢を提示することに関する実態等を把握するとともに問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備することへの支援を行うことを目的に、全国 162 施設に対し調査を行い、うち 45 施設に対して、43,470,000 円を助成した。

(6) ドナー家族に対する心理的ケア事業

ドナーファミリーの集いの開催、ドナーファミリー専用ダイヤル・Eメールの案内(リーフレット)送付及び運営、本支部にドナー家族支援担当者の設置をするなど、ドナー家族の支援体制の構築を行った。

(7) 臓器提供意思登録事業

- ①健康保険証や運転免許証での意思表示の促進のために、発行時の意思表示欄周知として、全国の警察署・運転免許試験場へ、意思表示欄説明用リーフレット約 814 万枚と保護シール約 178 万枚を配布した。同じく、健康保険組合の取り組み状況に応じて意思表示欄説明用リーフレット約 98 万枚を配布した。また、意思表示欄のない方には、運転免

許証や健康保険証の裏面の貼付用として、臓器提供意思表示シール約 1 万枚を配布した。また、平成 28 年 1 月から交付が始まったマイナンバーカードにも、臓器提供意思表示欄が設置されていることから、その周知のために説明用リーフレットの増刷の時期に合わせて内容を刷新した。

- ②健康保険証や運転免許証以外の意思表示のために、都道府県の行政窓口、保健所、運転免許センター、免許の更新ができる警察署、医療機関、コンビニエンスストアやスーパーで臓器提供意思表示カード付リーフレット約 44 万枚を設置・配布した。
- ③運転免許証裏面の意思表示欄の認知と記入促進のため、タクシーやトラックなどの車体へグリーンリボンドライバーステッカーを貼付走行し、ドライバーや通行人への意思表示促進を行った。主に、東京都及び地域(青森、秋田、栃木、神奈川、滋賀、和歌山、広島、香川、佐賀、沖縄)のタクシー協会や運送業界の一般企業(東京近郊、新潟)に取り組んでいただいた。
- ④全国の警察署・運転免許試験場での意思表示促進のため、平成 26 年度に製作した説明用スライドをポスターにして発送した。
- ⑤健康保険証裏面の意思表示欄の認知と記入促進のため、日本薬剤師会及び各都道府県の薬剤師会の協力を仰ぎ、平成 26 年度までに整備した 35 道府県に続き、さらに全国 5 都県(東京、群馬、山梨、長野、徳島)の薬剤師会に加盟している全調剤薬局へ臓器提供意思表示欄説明用リーフレット、意思表示促進ポスター等を送付し、店舗で設置した。薬剤師の方には研修会や資料により理解を深め、白衣にグリーンリボンピンバッジを着け、患者への声掛けあるいは質問等に答えていただくよう働きかけた。
- ⑥インターネットによる平成 27 年度の意思登録者数は、5,713 名で、平成 28 年 3 月 31 日現在、133,221 名が登録している。意思登録サイトの適正な運用・管理に努め、登録カードの発行・再発行、ID・パスワードの問い合わせに対応した。メール配信希望者には、手記シリーズの案内を配信した。
- ⑦ホームページ、モバイルサイト、キッズサイトでは、法人の活動及び臓器移植に関する情報と内容を随時更新し、運営管理を行った。
- ⑧その他、Yahoo!ボランティア、カタログギフト等、他団体の支援と協働し、意思表示の機会拡大に努めた。
- ⑨各種印刷物の作成:臓器提供意思表示説明用リーフレット 10,000,000 部、臓器提供意思表示カード付リーフレット 350,000 部等意思表示に必要なパンフレットを作成し、警察署や健康保険組合、都道府県・バンク等正会員へ適切に配布した。

3. 普及啓発事業

(1) グリーンリボンキャンペーンの実施

平成 26 年度に続き、「THINK FOR ACTION」をテーマとし、企業の支援を得てグリーンリ

ボンキャンペーンを展開した。ポスターは、10月の臓器移植普及推進月間に1週間、東京メトロ160駅にて掲示すると共に、病院、行政・バンク等の正会員施設での掲示を行った。キャンペーンサイトでは「グリーンリボン検定」合格者(1,144名)にはピンバッジ等を配布した。

また、10月16日の「グリーンリボン DAY」に合わせて東京タワー等17都道府県で33ヶ所のランドマークをグリーンにライトアップし、移植医療の意義を広くメディアに発信した。10月21日には、「Green Ribbon HEART beat LIVE 2015」を開催し、出演したアーティストの方々から臓器提供の意思表示についてメッセージを発信するとともに、SPACE SHOWER TVによる全国放送を行い、若い世代に意思表示の大切さについて啓発を行った。その他、SPACE SHOWER主催の音楽イベント「Sweet Love Shower」、東京新聞主催の「2015 グリーンリボンランニングフェスティバル」へのブース出展を行った。また、平成25年度からFacebook内にキャンペーンページを設け、移植待機者数以上の「いいね！」を集めることを目標に取り組んできたが、今年度はその数を3倍以上に伸ばすことができた(4,188:平成27年8月1日時点→13,550:平成28年3月31日時点)。

(2) 各種印刷物の作成

ポスターや手記 think transplant 等のパンフレットを作成し、都道府県・バンク等正会員に適切に配布した。

(3) 移植医療の普及啓発を目的に「マイナビウーマン」へ2回、臓器移植コーディネーターの認知拡大を目的に「マイナビ転職」へ1回、記事を出稿した。特に「マイナビウーマン」では、記事内のバナーのクリック率が23.2%(想定値3.0%)となり、多くの方に関心を持って記事を読んでいただくことができた。

(4) JACLA ビジョンを持つ全国の自動車教習所で映像放映(4ヶ月間)、フリーマガジンへの出稿(2回)、資材設置(443ヶ所)を実施し、運転免許証取得予定者への啓発を行った。

(5) 中・高生から一般向けの小冊子を増刷し、全国に約34万部を配布した。また、厚生労働省発行のパンフレットは全国の中学3年生を対象に約200万部が配布され、併せてパンフレットを有効的に活用した授業の展開方法等を解説した教育者向けリーフレットを同封し、教育者への啓発を強化した。

(6) インターネットによる臓器提供の意思表示に関する意識調査を行った。前年度は1,000人だった回答者を3,000人に増やすことで、より精度の高い調査結果が得られた。

4. 運営管理事業

以下の委員会を開催した。

①倫理委員会(2回)

②中央評価委員会(8回)

- ③移植施設委員会(2回)
- ④移植検査施設検査体制将来構想ワーキンググループ(3回)
- ⑤臓器提供施設委員会(1回)
- ⑥広報委員会(1回)
- ⑦移植臓器関連実務委員会(1回)
- ⑧地域評価委員会(5回)
- ⑨腎移植施設ワーキンググループ(2回)
- ⑩改革推進委員会(4回)

5. 助成事業

国庫補助金事業における他団体への助成事業として、公益財団法人日本アイバンク協会に対し、角膜移植に関する普及啓発、角膜広域活動連絡会開催の助成をした。

IV 臓器移植医療費事業の概要

1. 臓器移植医療費事業

- (1)臓器提供事例(脳死下臓器提供 50 例、心停止下臓器提供 36 例)における費用の配分として、提供施設、医師派遣病院及び検査施設等に対して総額 396 百万円の費用の配分を行った。
- (2)脳死下臓器提供 50 例について外部のメディカルコンサルタントを委嘱し、延べ 145 名に 4 百万円を謝金として支払った。
- (3)あっせん業務に関する都道府県コーディネーターの活動支援として、延べ 113 名に 5 百万円を謝金として支払った。

V 管理事業の概要

1. 運営に関する以下の会議を開催した。

- (1)社員総会の開催(4回)
- (2)通常理事会の開催(4回)
- (3)臨時理事会の開催(5回)

2. 寄付金について

平成 27 年度は、個人、企業及び団体の延べ 183 名から、6 百万円の寄付が寄せられた。

3. 年会費について

平成 28 年 3 月 31 日現在の正会員数は 476 名で、内訳は以下の通りであった。また、賛助会員数は 208 名(団体会員 8 団体、個人会員 200 名)であった。

(1) 移植施設	221 施設
・ 心臓	9 施設
・ 肺	10 施設
・ 肝臓	24 施設
・ 膵臓	17 施設
・ 小腸	12 施設
・ 腎臓	149 施設
(2) 透析施設	51 施設
(3) 移植検査施設	52 施設
(4) 行政	47 都道府県
(5) バンク	41 バンク
(6) 団体	12 団体
(7) 個人	52 名

VI 事業報告の附属明細書

平成 27 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。